

教 育 委 員 会 2 月 定 例 会 議 事 録

会議名 教育委員会 2 月定例会

開催日 令和 5 年 2 月 6 日（月）午後14時30分～午後14時55分

開催場所 議会棟 4 階 第 1 委員会室

出席者 高須教育長、藤田教育長職務代理者、玉井委員、秋元委員、中川委員（オンライン）、中澤委員

事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、若林教育監兼総合教育研修センター所長、中村社会教育部長、赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長、辻社会教育部次長兼社会教育課長、野岸文化スポーツ室長兼課長、阪本施設給食課長、大坪施設給食課長、牧野学務課長、古田教育指導課長、村瀬総合教育研修センター課長、山口文化スポーツ室課長、山本中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長、大野青少年課長、坂本教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、當房（教育政策総務課担当）

○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会 2 月定例会を始めます。

本日の署名人は、秋元委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が 1 件、議決事項が 4 件でございます。

それでは、まず本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

本日の配付資料を確認いたします。

教育委員会定例会の議案書 1 点でございます。なお、教育長及び委員の皆様へ配付しております、報告第 5 号及び議案第 3 号に関する資料は、個人情報が含まれておりますので、会議終了後、机の上に置いてお帰りください。

以上でございます。

○高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書 1 ページ、「1 月・2 月教育委員会一般事務報告」についてお伺いします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

1・2月の一般事務報告をいたします。

本日、2月6日教育委員懇話会及び教育委員会定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況につきまして、御報告いたします。

1月11日から2月1日までの教育委員会の後援は、全体で4件、全て継続の後援でございます。

1件目は、NPO法人じぶん未来クラブによる「HEART GLOBAL ミュージック・アウトリーチツアー2023夏in寝屋川」、2件目は、寝屋川市立校園PTA協議会による「第46回寝屋川市PTA大会」、3件目は、寝屋川市立校園PTA協議会による「第17回寝屋川市立校園PTA協議会ドッジボール親善交流会」、4件目は、寝屋川囲碁将棋連盟による「第12回寝屋川市小中学生囲碁将棋大会」でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局から、ほかにございますか。

では、ないようですので、次に、2ページ「2月・3月教育委員会行事計画書」について、お伺いします。

事務局から、何かございませんか。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

2月・3月の行事計画を御説明いたします。

まず、2月27日から3月22日まで開催されます、令和5年3月市議会定例会につきましては、2月28日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会(文教生活分科会)、3月1日に予算決算常任委員会(全体会)、3月6日及び7日に会派代表質問、3月10日及び13日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会(文教生活分科会)が開催されます。

次に、3月30日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会の開催を予定しております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局から、ほかにございますか。

はい、古田課長

○古田教育指導課長

2月・3月の行事計画を御説明いたします。

3月14日に中学校、17日に小学校の卒業証書授与式が行われます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局から、ほかにございませんか。

では、ないようですので、「2月・3月教育委員会行事計画書」については、予定どおりよろしく願いいたします。

次に、3ページでございます。

報告第5号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第5号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

次ページを御覧ください。

本職員は施設給食課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和5年1月26日から令和5年3月25日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第5号「職員の分限処分について」を、報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。

5ページでございます。

議案第3号「職員の復職について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案3号、職員の復職につきまして、寝屋川市職員の分限に関する条例第3条第2項の規定により、別紙のとおり復職を命ずることについて、教育委員会の議決を求めるものでございます。

次ページを御覧ください。

本職員は教育指導課の職員で、令和5年2月9日まで休職発令を行ってまいりましたが、この度、復職可能の診断書が提出され、令和5年2月10日からの復職発令を行うものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。議案第3号「職員の復職について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり議決いたします。

次に、7ページでございます。

議案第4号「寝屋川市立学校における複数校給食の実施に関する規則の制定について」を議題といたします。

はい、阪本課長。

○阪本施設給食課長

ただ今御上程いただきました議案第4号、寝屋川市立学校における複数校給食の実施に関する規則の制定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市立学校における複数校給食を実施することに伴い、必要な事項を定めるためでございます。それでは、条文の朗読を省略させていただき、制定内容について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

まず、第1条は、複数校給食を実施する目的について、第2条は、用語の定義について定めるものでございます。

第3条は、複数校給食の実施について、供給校である小学校と被供給校である中学校を定めたものでございます。

第4条は、供給校である校長及び被供給校の校長及び学校給食事務所管部長の連携協力等について定めたものでございます。

次に、9ページを御覧ください。

第5条は、複数校給食が実施が困難な場合の処置について、第6条は、委任について定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則は、令和5年4月1日から施行し、複数校給食の実施に関し必要な準備行為について、施行の日の前においても行うことができるとしております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。議案第4号「寝屋川市立学校における複数校給食の実施に関する規則の制定について」を、原案どおり議決することに御

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり議決いたします。

次に、10ページでございます。

議案第5号「寝屋川市立青少年の居場所の臨時休所について」を議題といたします。

はい、大野課長。

○大野青少年課長

ただ今御上程いただきました議案第5号、寝屋川市立青少年の居場所の臨時休所につきまして、寝屋川市立青少年の居場所条例施行規則第2条に基づき、臨時休所を別紙のとおりとするため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、令和5年4月1日に、寝屋川市立青少年の居場所「ハピネス」を「スマイル」に統合するに際し、事前に移転作業を行うためでございます。それでは、11ページを御覧ください。

臨時休所の日程といたしまして、青少年の居場所「スマイル」は、令和5年3月31日、「ハピネス」は令和5年3月30日から3月31日とするものでございます。

次に、臨時休所の内容につきましては、「スマイル」につきましては、3月31日に搬入された備品等の整理などを行うものでございます。「ハピネス」につきましては、令和5年3月30日に備品等の移転などの作業、31日は移転等の清掃などがございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。議案第5号「寝屋川市立青少年の居場所の臨時休所について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり議決いたします。

次に、12ページでございます。

議案第6号「令和5年度寝屋川市立小・中学校管理職人事について」を、議題といたします。

なお、本案につきましては、人事案件でございますので、非公開にいたしたいと思っております。

非公開とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

では、各委員から御同意をいただきましたので、本案は寝屋川市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開とさせていただきます。

それでは、関係者以外の方及び傍聴の方は、一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(関係者以外退席)

(関係者以外入室)

○高須教育長

ただ今意見がまとまりましたので、お諮りいたします。

議案第6号「令和5年度寝屋川市立小・中学校管理職人事について」を原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があれば、お願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして、教育委員会2月定例会を終了いたします。